

株主の皆様へ

ユニチカ株式会社

「臨時株主総会の議決権行使」のお願い

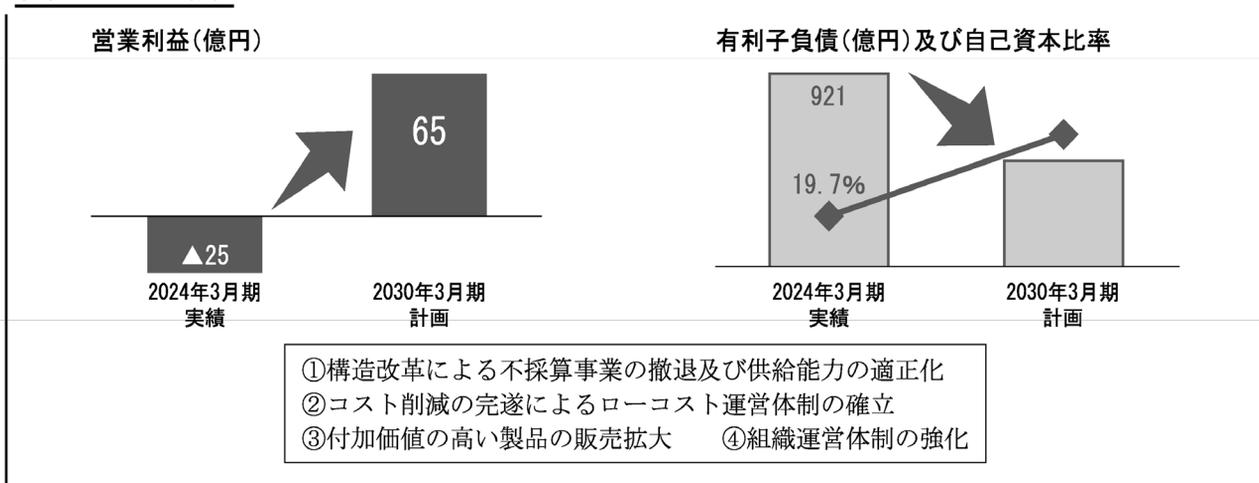
拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨日ご送付いたしました「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集ご通知」のとおり、2月7日（金曜日）に当社臨時株主総会を開催いたします。

事前の議決権行使を行われる株主様におかれましては、本招集ご通知の1ページから5ページに詳細を記載しておりますので、ご参照のうえ、**2月6日（木曜日）午後6時までにご行使**くださいますようお願い申し上げます。

2024年11月28日付で開示のとおり、当社は繊維事業からの撤退をはじめとした、大規模な構造改革を行うこととなりました。事業再生計画の詳細は、本招集ご通知及び当社ウェブサイトをご参照ください。

事業再生計画の概要



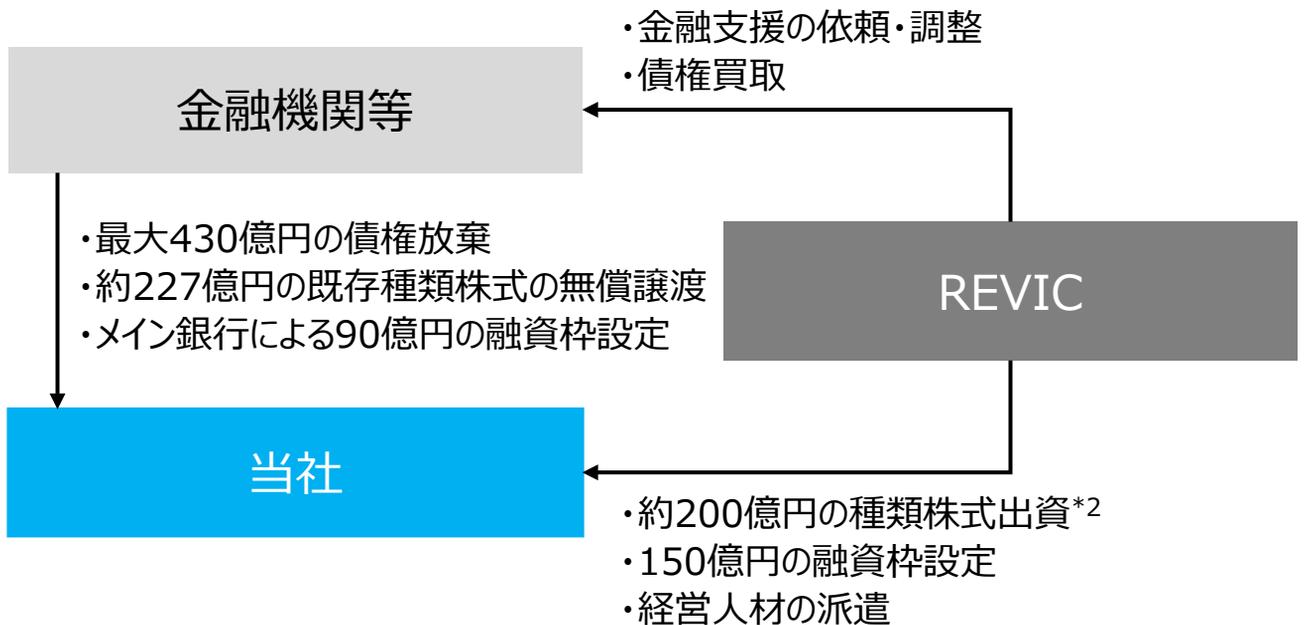
当社は、新しいユニチカに生まれ変わるという強い信念を持って構造改革に取り組んでまいります。その結果として、**企業価値を向上させることができると確信**しております。

つきましては、臨時株主総会における議決権行使を何卒賜りたく、重ねてよろしくお願い申し上げます。

敬具

代表取締役社長 上埜修司

REVIC*¹による再生支援ストラクチャー



- * 1 株式会社地域経済活性化支援機構
(Regional Economy Vitalization Corporation of Japan)
政府と民間が共同出資する公的な性格を有する支援組織であり、地域中核企業等の事業支援及び地域の活性化支援を行います。
- * 2 当社普通株式は株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しております。REVICによる種類株式出資後も引き続き上場は維持されるものと考えております。

第1号議案

定款一部変更の件（1）

発行済みであるA種種類株式及びB種種類株式に関する規定を削除し、第2号議案に係るC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定を新設するとともに、C種種類株式に係る発行可能種類株式総数を追加するものです。

本議案の効力発生は、株式会社三菱UFJ銀行が保有する当社のA種種類株式21,740株、及び三菱UFJ信託銀行株式会社が保有する当社のB種種類株式944株を、当社が無償で譲り受け、同株式を消却することを条件といたします。

第2号議案

第三者割当によるC種種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、REVICを割当予定先として、第三者割当によりC種種類株式を発行するものです。

第三者割当増資の実施は、下記を条件といたします。

- ① 第1号議案について、臨時株主総会における承認を得られること
- ② 臨時株主総会の開催日までに書面決議予定のA種種類株主総会及びB種種類株主総会において、第1号議案と同内容の議案の承認を得られること

また、REVICとの間で締結した投資契約書上、下記が払込みの条件となります。

- ① 臨時株主総会において、全ての議案の承認が得られること
- ② REVICにおいて、買取決定等^{*1}がなされること
- ③ 株式会社三菱UFJ銀行が保有する当社のA種種類株式及び三菱UFJ信託株式会社が保有する当社のB種種類株式の全てを当社が無償で取得し、同株式が消却されること
- ④ 金融商品取引法その他関係法令に基づき必要とされる諸手続が完了すること

* 1 金融機関等からの必要な同意等が得られた場合にREVICが行う決定のことです。

C種種類株式の発行概要

1	発行株式数	115,504,600株（1株につき173.16円）
2	発行価額の総額	20,000,776,536円
3	払込期間	2025年4月1日～2025年5月31日
4	剰余金の配当	<ul style="list-style-type: none">• 普通株主に優先して配当を受けることができます• 配当率：TIBOR（12ヶ月物）+0.5%
5	累積・非累積	非累積型
6	参加・非参加	非参加型
7	議決権	有り
8	譲渡制限	無し
9	取得請求権 （普通株式対価・ 金銭対価）	<ul style="list-style-type: none">• REVICは、当社の普通株式又は金銭を対価として、当社に対して、C種種類株式の取得を請求する権利を有します。• この権利は、投資契約上、原則として、2027年8月1日以降に行使可能となります。
10	取得条項 （金銭対価）	<ul style="list-style-type: none">• 当社は、金銭を対価として、REVICに対してC種種類株式の取得を請求できる権利を有します。• この権利は、投資契約上、2027年8月1日以降に行使可能となります。

第3号議案

定款一部変更の件（2）

C種種類株式が普通株式に転換されることに備え、発行可能株式総数を増加するものです。

また、会社法第427条第1項の責任限定契約の対象者を「社外取締役」及び「社外監査役」から、「非業務執行取締役」及び「監査役」に変更するものです。

本議案の効力発生は、第2号議案に係る第三者割当増資の実行を条件といたします。

第4号議案

資本金の額、資本準備金の額の減少の件

適切な税制や制度への運用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、2025年4月30日（予定）を効力発生日として、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えるものです。

本議案の効力発生は、第2号議案に係る第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件といたします。

当社単体の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額の推移

(単位：百万円)

	2024年 9月30日現在	第三者割当増 資の払込 (2025年 4月30日頃) (予定)	第三者割当増 資の払込後	資本金及び 資本剰余金の 額の減少 (2025年 4月30日頃)	資本金及び 資本剰余金の 額の減少後
資本金	100	+10,000	10,100	-10,000	100
資本準備金	25	+10,000	10,025	-10,025	0
その他資本 剰余金	11,625	0	11,625	+20,026	31,651

* 1 百万円未満は切り捨てて表示しております。

Q1

なぜ第三者割当による種類株式発行を行うのですか？

A1

当社の財務状況や、取引金融機関に債権放棄を含む金融支援をご依頼させていただく状況から、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本金性の資金調達を行うことが必要であると考えております。

その中で公募増資による普通株式の発行や、既存株主に対して新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当については、最終的な資金調達額が不明であり、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

また、第三者割当増資による普通株式の発行については、割当先や引受額の検討過程において、実現可能性が低いと判断いたしました。

Q2

なぜREVICから支援を受けるのですか？

A2

新規の資本出資が可能であること、事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること、取引金融機関の利害調整等が可能であること等から、REVICの支援を受けることが最善であると判断いたしました。

Q3

株主総会で議案が否決された場合はどうなりますか？

A3

仮に、株主総会で議案が否決された場合、当社はREVIC及び株式会社三菱UFJ銀行からの資金調達ができず、結果として事業再生計画の遂行は不可能となります。

当社として、取りうる選択肢の中から、REVICの支援を受けることが最善であると判断しており、本事業再生計画を遂行することが株主の皆様利益にもつながると確信しておりますので、ご理解をいただきたく存じます。

Q4

REVICは、どのような状況になれば普通株式対価の取得請求権を行使できるのですか？

A4

投資契約上、REVICは、原則として、2027年8月以降に当社普通株式対価の転換請求権を行使可能となっております。

Q5

希薄化とは何ですか？

A5

第三者割当増資により、新規に株式を発行することで、発行済株式数が増加します。これにより既に発行されている1株当たりの株式の価値が、減少することを指します。

Q6 | 「第4号議案」の目的は何ですか？

A6

当社の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の能動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるためです。

貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理にかかるものであり、純資産額に変動を生じるものではありません。また発行済株式数や株主の皆様のお所有株式数に影響を及ぼすものでもございません。

Q7 | 普通株主による種類株主総会とは何ですか？

A7

会社法第322条において、種類株式発行会社が定款変更等の行為を行い、種類株主に不利益を及ぼすおそれがある場合、株式の種類別に区分された各種類の株主総会の決議を必要とすると規定されております。そのため、今回、普通株主による種類株主総会も開催いたします。

Q8 | 今後のスケジュールを教えてください。

A8

今後は以下のスケジュールを想定しております。

- ・2025年2月7日 当社臨時株主総会及び種類株主総会
- ・2025年2月13日 REVICによる買取決定等、出資決定
- ・2025年4月30日頃 REVICによる種類株式の払込実行

お問い合わせ先

ユニチカ株式会社

大阪府大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

TEL 06-6281-5695

URL <https://www.unitika.co.jp/>